

新見市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（概要）

平成23年4月1日以降、新見市内にペット霊園（専ら自己の利用に供する目的で設置するものは除きます。）を設置するためには、あらかじめ新見市長の許可が必要となります。

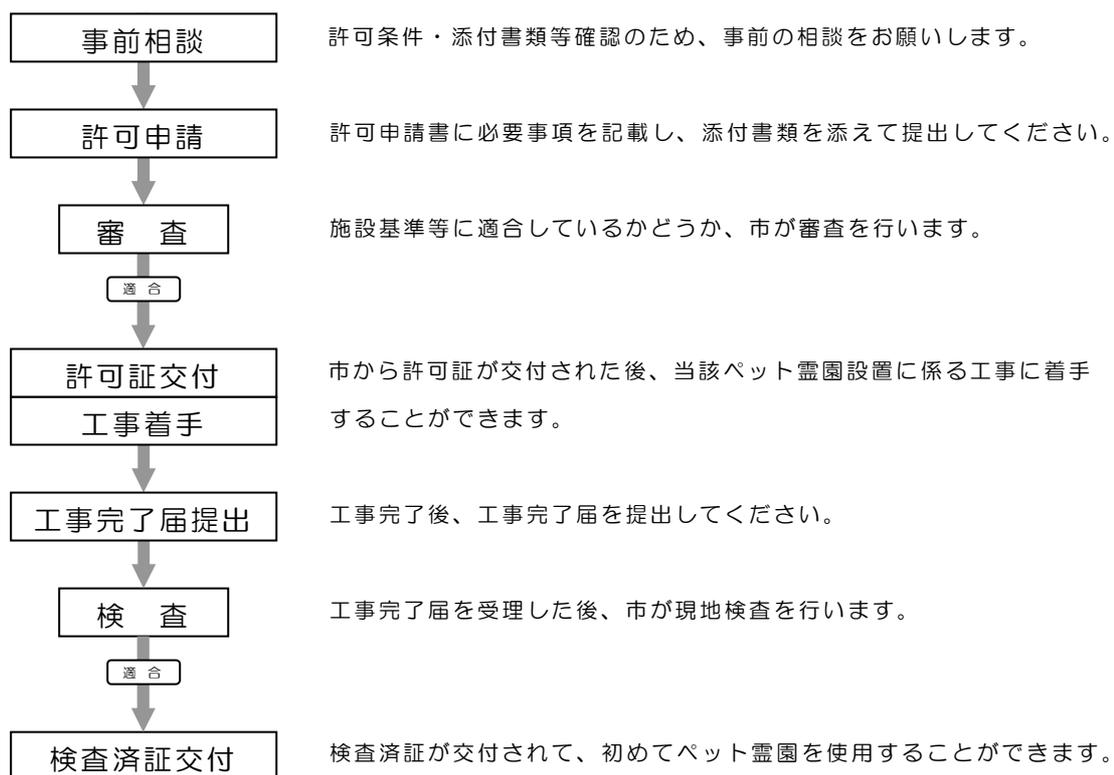
《 許可の基準 》（条例第4条）

ペット霊園設置の許可を受けるためには、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住居がペット霊園の区域から100メートル（焼却施設を有するペット霊園においては200メートル）以内にないこと。ただし、特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。
(注) 特別な事由：施設管理者、居住者の同意がある場合
- (2) 飲料水を汚染する恐れがない等公衆衛生上支障がないこと。
- (3) 隣接の土地所有者の同意を得ていること。
- (4) 次に定める基準に適合していること。

種別	許可基準
埋葬施設	<ol style="list-style-type: none">(1) ペット霊園の区域の境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。(2) 雨水及び汚水が停留しないように適当な排水路が設けられていること。(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続している通路が設けられていること。
焼却施設	<ol style="list-style-type: none">(1) 焼却施設（建物の全部又は一部として設置する場合を除く。）の周囲は、防火上適当な空地を有し、かつ、その敷地の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等が設けられていること。(2) 防臭、防じん及び防音について、十分な能力を有するものであること。(3) 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することなく、かつ、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。(4) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。(5) 燃焼室内において動物の死がいやが燃焼している場合に、当該燃焼室に他の動物の死がいやを投入するときには、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死がいやを燃焼室に投入することができるものであること。(6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。(7) 燃焼ガスの温度を保つため必要な装置が設けられていること。(8) 動物の死がいやを燃焼することによる悪臭の発生を防止するため、燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室が設けられていること。(9) 建物の全部又は一部として設置する焼却施設は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
納骨堂	<ol style="list-style-type: none">(1) 納骨堂の出入口には、施錠のできる門扉が設けられていること。

《 手続きの流れ 》



《 維持管理等に関して 》

許可申請書に記載された維持管理計画に基づき適切に管理してください。

なお、適切に管理されていないと認められる場合、内容により、改善勧告、改善命令、許可取り消し又は使用禁止命令等の措置を執ることがあります。

また、上記命令に従わない場合、当該ペット霊園管理者の氏名等について公表することがあります。

【申請及び問い合わせ先】

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3
新見市 福祉部 生活環境課
TEL : 0867-72-6124 / FAX : 0867-72-6107
Mail : s-kankyous@city.niimi.okayama.jp